国際関連情報 Report from IFRS-IC

2021 年 2 月、3 月及び 4 月の IFRS-IC 会議における議論の状況

いとう せいじ ASBJ 専門研究員 伊藤 清治

1. はじめに

本稿では、2021年2月2日、3月16日及び4月20日にビデオ会議形式で開催されたIFRS解釈指針委員会(以下「IFRS-IC」という。)会議における議論を紹介する。文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 2021 年 2 月の IFRS-IC 会議の 概要

2021 年 2 月に開催された IFRS-IC 会議では、 次の事項が議論された。

- (1) アジェンダ決定案に関する検討
 - ① 棚卸資産の販売に要するコスト (IAS 第 2 号 「棚卸資産」(以下「IAS 第 2 号」という。))
 - ② 企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成(IAS 第10号「後発事象」 (以下「IAS 第10号」という。))
- (2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
 - ① 単一資産企業における資産のセール・アンド・リースバック (IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及びIFRS 第 16 号「リース」 (以下「IFRS 第 16 号」という。))

- (3) その他の事項
 - ① IFRS-IC の仕掛案件のアップデート

3. 2021 年 3 月の IFRS-IC 会議の 概要

2021 年 3 月に開催された IFRS-IC 会議では、 次の事項が議論された。

- (1) アジェンダ決定案に関する検討
 - ① リース料に対する還付されない付加価値税 (IFRS 第 16 号)
 - ② 当初認識時に金融負債に分類されるワラントの会計処理(IAS 第32号「金融商品:表示」(以下「IAS 第32号」という。))
- (2) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
 - ① クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコスト(IAS 第38号「無形資産」)
- (3) その他の事項
 - IFRS-IC の仕掛案件のアップデート

4. 2021 年 4 月の IFRS-IC 会議の 概要

2021 年 4 月に開催された IFRS-IC 会議では、



次の事項が議論された。

- (1) アジェンダ決定案の最終化に関する検討
 - ① 給付の勤務期間への帰属(IAS 第19号 「従業員給付」)
 - ② 実質金利に起因するキャッシュ・フロー の変動可能性のヘッジ (IFRS 第9号 「金 融商品|)

(2) その他の事項

- ① 特約条項付きの債務の流動又は非流動へ の分類(IAS 第1号「財務諸表の表示| (以下「IAS 第1号 | という。))
- ② IFRS-IC の仕掛案件のアップデート

以下では、我が国の関係者の間で、比較的、 関心が高いと考えられる2(1)及び3(1)「アジェ ンダ決定案に関する検討」の各論点に関して、 論点の概要及びアジェンダ決定案の概要等につ いて紹介する。

5. 棚卸資産の販売に要するコスト (IAS 第 2 号)

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、棚卸資産の正味実現可能価額 を決定する際に企業が「販売に要するコストの 見積額 | として含めるコストに関する要望書を 受け取った。企業は販売に要するすべてのコス トを含めるのか、販売に対して増分的なコスト のみを含めるのかが論点である。

(2) アジェンダ決定案の概要

IAS 第2号第6項は、正味実現可能価額を 「通常の事業の過程における見積売価から、完 成までに要する原価の見積額及び販売に要する コストの見積額を控除した額」と定義してい る。IAS 第 2 号第 28 項から第 33 項は、企業が 棚卸資産の正味実現可能価額をどのようにして 見積るのかに関する追加的な要求事項を含んで いる。それらの各項は、どの具体的なコストが 棚卸資産の「販売に要する」のかを識別してい ない。しかし、IAS 第2号第28項は、棚卸資 産を正味実現可能価額まで評価減する目的を記 述している。その目的は、棚卸資産を「その販 売又は利用によって実現すると見込まれる額を 超えて | 計上することを避けることである。

IFRS-IC は、棚卸資産の正味実現可能価額 を決定する際に、IAS 第2号は販売に要するコ ストを見積ることを企業に要求していることに 着目した。この要求は、企業がそうしたコスト を増分的なものに限定して、それにより、棚卸 資産を販売するために負担しなければならない が特定の販売に対して増分的なものではないコ ストを潜在的に除外することを認めていない。 増分的なコストのみを含めることは、IAS 第2 号第28項に示された目的を達成できない可能 性がある。

IFRS-IC は、棚卸資産の正味実現可能価額 を決定する際に、企業は事業の通常の過程で販 売を行うために必要なコストを見積ると結論を 下した。企業は、どのコストが販売を行うため に必要なのかを決定するために、具体的な事実 及び状況(棚卸資産の性質を含む。)を考慮し て、判断を使用する。

IFRS-IC は、IFRS 基準における諸原則及び 要求事項が、棚卸資産の正味実現可能価額を決 定するにあたり、販売に要するコストの見積額 が増分的なコストに限定されるのかどうかを企 業が決定するための適切な基礎を提供している と結論を下した。

したがって、IFRS-IC は、作業計画に基準 設定プロジェクトを追加しないと結論付けた。

(3) 今後の予定

上記(1)及び(2)の内容のアジェンダ決定案が公 表され、コメント期限は2021年4月14日まで であった。IFRS-IC は、アジェンダ決定案に 対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

6. 企業がもはや継続企業ではない場合の財務諸表の作成(IAS 第10号)

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、もはや継続企業(IAS 第1号 第25項参照)ではない企業が適用する会計処理に関する要望書を受け取った。そのような企業において、以下が論点である。

- ① 過去の期間においては継続企業であり、それらの期間に係る財務諸表を過去に作成していない場合に、その過去の期間についての財務諸表を継続企業の前提により作成できるかどうか(質問①)。
- ② 比較対象期間に係る財務諸表を過去に継続 企業の前提により発行したことがある場合 に、当期の財務諸表を作成するにあたり使用 した会計処理の基礎を反映するように比較情 報を修正再表示するかどうか(質問②)。

(2) アジェンダ決定案の概要

(質問①について)

IAS 第1号第25項は、「経営者に当該企業の清算若しくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて」財務諸表を継続企業の前提により作成することを企業に要求している。IAS 第10号第14項は、「ある企業の経営者が、報告期間後において、当該企業の清算若しくは営業の停止をする方針を決定するか、又はそうする以外に現実的に代替案がないと判断した場合には、当該企業は、継続企業の前提により財務諸表を作成してはならない。」としている。

IAS 第1号第25項及びIAS 第10号第14項 を適用すると、もはや継続企業ではない企業 は、財務諸表(まだ発行が承認されていない過去の期間に係る財務諸表を含む。)を継続企業 の前提により作成することはできない。

したがって、IFRS-IC は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、もはや継続企業ではない企業が自らの財務諸表を継続企業の前提により作成するのかどうかを決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

(質問②について)

リサーチに基づいて、IFRS-IC は質問②に 関して IFRS 基準の適用に不統一を観察しな かった。すなわち、企業は、財務諸表を継続企 業の前提ではない基礎で最初に作成する当期に おいて使用する作成基礎を反映するように、比 較情報を修正再表示することはしていない。

したがって、IFRS-IC は、この事項が広が りのある影響を有しているという証拠をまだ得 ていない。

上記の理由で、IFRS-IC はこれらの事項に 関する基準設定プロジェクトを作業計画に追加 しないと結論付けた。

(3) 今後の予定

上記(1)及び(2)の内容のアジェンダ決定案が公表され、コメント期限は2021年4月14日までであった。IFRS-ICは、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

7. リース料に対する還付されない 付加価値税(IFRS 第 16 号)

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、リース料に対して課される還付されない付加価値税(以下「VAT」という。)を借手がどのように会計処理するのかに



関する要望書を受け取った。下記の事実パター ンにおいて、IFRS 第16号を適用するにあた り、借手が還付されない VAT をリースに係る リース料の一部として含めるのか否かが論点で ある。

- ① 借手は VAT が財又はサービスに対して課 される法域で営業している。販売者は購入者 に対して発行する請求書に VAT を含める。 VAT は貸手が請求書を借手に発行する時点 で課される。
- ② 適用される法制は次のようになっている。
 - a. 販売者が VAT を回収して政府に納付す ることを要求している。
 - b. 一般的に、財又はサービス(リースを 含む。) に対する支払に課された VAT を 購入者が政府から回収することを認めて いる。
- ③ 借手の営業の性質のため、借手は購入した 財又はサービスに課された VAT の一部分し か回収できない。これにはリースについて行 う支払に課される VAT が含まれる。した がって、借手が支払う VAT の一部は還付さ れない。
- ④ リース契約は、適用される法制に従って課 される VAT に係る金額を含んだ支払を借手 が貸手に対して行うことを要求している。

(2) アジェンダ決定案の概要

IFRS-IC が実施したアウトリーチでは、次 のことを示す証拠は限定的であった。

- ① リース料に対する環付されない VAT が、 影響を受ける借手にとって重要性があること
- ② 類似した状況にある借手がリース料に対す る還付されない VAT を会計処理する方法に 多様性があること

したがって、IFRS-ICは、この事項が幅広 い影響を有し、影響を受ける者に対して重要性 のある影響を有しているか又は有すると見込ま

れるという証拠をまだ得ていないため、基準設 定プロジェクトを作業計画に追加しないと結論 付けた。

(3) 今後の予定

上記(1)及び(2)の内容のアジェンダ決定案が公 表され、コメント期限は2021年5月24日まで であった。IFRS-IC は、アジェンダ決定案に 対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会 議において、当該アジェンダ決定案を最終化す るかどうかについて再検討する予定である。

8. 当初認識時に金融負債に分類され るワラントの会計処理(IAS 第 32 号)

(1) 論点の概要

IFRS-IC は、ワラントの分類変更に関して の IAS 第32号の適用に関する要望書を受け 取った。具体的には、ワラント発行者の固定数 の資本性金融商品を将来のある目において確定 される行使価格で購入する権利を保有者に与え る(当初時点では行使価格が確定していない。) というワラントについて記述していた。

当初認識時においては、行使価格の変動可能 性があるため、発行者は IAS 第 32 号第 16 項 を適用するにあたり、これらの金融商品は金融 負債に分類する。これは、デリバティブ金融商 品が資本に分類されるためには、発行者が固定 金額の現金又は他の金融資産を企業自身の固定 数の資本性金融商品と交換することによって決 済されるものでなければならないからである (「固定対固定の条件」)。

当該事実パターンにおいて、契約で定められ ているように当初認識後にワラントの行使価格 が固定された後には固定対固定の条件は満たさ れることになるので、発行者はワラントを資本 として分類変更するか否かが論点である。

(2) アジェンダ決定案の概要

IFRS-IC は、IAS 第32号は、金融商品の契約条件に変更がない場合の当初認識後の金融負債及び資本の分類変更についての一般的な要求事項を含んでいないことに着目した。IFRS-ICは、分類変更に関しての同様の疑問が他の状況で生じることを認識した。

発行者による分類変更は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が資本の特徴を有する金融商品(以下「FICE」という。)プロジェクトで扱う実務上の論点の1つとして識別されている。IFRS-IC は、要望書に記載された事項は、単独では、IASB 又は IFRS-IC が費用対効果の高い方法で扱うには狭すぎると結

論を下した。その代わりに、IASB はこの事項 を FICE プロジェクトに関するより幅広い議論 の一部として検討すべきである。

これらの理由により、IFRS-IC は基準設定 プロジェクトを作業計画に追加しないと結論付 けた。

(3) 今後の予定

上記(1)及び(2)の内容のアジェンダ決定案が公表され、コメント期限は2021年5月24日までであった。IFRS-ICは、アジェンダ決定案に対して寄せられるコメントを踏まえ、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。